

4 都税徴収猶予額整理状況（令和3年度）

区 分	徴収猶予額 (A)		収入額 (B)		その他減額 (C)		徴収猶予中の額 (D) = (A) - (B) - (C)	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
令和2年度	88 569 429	46 192	27 490 355	12 179	3,930,688	3,773	57 148 386	30 240
<b>令和3年度</b>	<b>83 956 092</b>	<b>49 850</b>	<b>57 475 223</b>	<b>19 433</b>	<b>12 450 485</b>	<b>11 306</b>	<b>14 030 384</b>	<b>19 111</b>
一般の徴収猶予（法15条関係）	67 680 776	49 023	42 680 177	18 968	12 307 106	11 107	12 693 493	18 948
不動産取得税 （法73条の25、27等、法附則12条1項）	227 755	309	653	1	132 700	183	94 403	125
法人都民税・法人事業税 （法55条の2、72条の38の2、39の2）	-	-	-	-	-	-	-	-
特別土地保有税 （法601条、602条、603条等）	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税・都市計画税 （法附則29条の5 第7、8項）	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車税環境性能割 （法164条）	1 719	17	-	-	1 489	14	231	3
軽油引取税 （法144条の29）	16 045 842	501	14 794 393	464	9 191	2	1 242 258	35

(備考) 1 この表は法人都民税・法人事業税に地方法人特別税及び特別法人事業税を含む。  
 2 この表の「収入額」には還付未済額は含まれていない。  
 3 「徴収猶予額」は前年度からの繰越額と本年度決議額の合計、「その他減額」は調定減額、期限経過額及び猶予取消額の合計である。

5 都税滞納処分の停止状況（令和元～令和3年度）

(1) 滞納処分停止中の額（税目別）

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
<b>総 計</b>	<b>3 246 817</b>	<b>32 915</b>	<b>3 435 454</b>	<b>30 097</b>	<b>3 837 024</b>	<b>30 224</b>
法 人 都 民 税 利 子 割 税	1 231 628	9 216	1 173 508	8 375	1 258 830	8 092
個 人 事 業 税	-	-	-	-	2 850	6
法 人 事 業 税	121 705	919	136 148	782	133 808	729
不 動 産 取 得 税	981 144	1 691	1 095 454	1 631	1 419 467	1 648
都 民 税 利 子 割 税	126 825	558	137 867	451	136 988	414
都 民 税 利 子 割 税	-	-	-	-	-	-
自 動 車 取 得 税 ( 普 通 税 )	203	2	-	-	-	-
軽 油 引 取 税 ( 普 通 税 )	-	-	-	-	-	-
自 動 車 税	296 105	7 067	252 959	6 111	250 615	6 055
固 定 資 産 税 ・ 都 市 計 画 税	484 570	13 459	638 897	12 744	633 811	13 276
特 別 土 地 保 有 税	-	-	-	-	-	-
事 業 所 税	4 637	3	416	1	416	1
旧 法 に よ る 税 ( 自 動 車 取 得 税 )	-	-	203	2	239	3

(備考) 1 この表は都民税個人分を含まない。  
 2 令和元年度税制改正により、令和元年9月30日を以て自動車取得税は廃止され、同年10月1日から自動車税環境性能割が新たに創設された。自動車税は自動車税種別割へ名称を変更している。  
 3 令和元年度分自動車税は自動車税、自動車税環境性能割及び自動車税種別割を含む値である。また、令和2年度分及び令和3年度分自動車税は自動車税環境性能割及び自動車税種別割を含む。  
 4 自動車取得税（普通税）は、令和2年度から「旧法による税」として収納することとされた。